

(素案)

第5期秋田県食育推進計画

令和8年 月

秋田県

目 次

第1 計画に関する基本的事項	1
1 趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画の期間	
第2 第4期計画の取組と現状・課題	2
第3 食育推進の視点	18
第4 食育推進のための取組	19
＜健康の視点＞ 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進	
基本方針1 生涯を通じた食育の推進	20
(1) ライフステージに応じた食育の推進	
(2) 地域における共食の推進	
基本方針2 食を通じた健康づくりの推進	23
(1) 健康寿命延伸につながる「大人の食育」の強化	
(2) 食品関連事業者との連携による食環境の整備	
＜社会・環境・文化の視点＞ 持続可能な食を支える食育の推進	
基本方針3 食品の安全・安心と環境に関する理解の促進	25
(1) 食品表示・食品の安全性への理解促進	
(2) 食品ロス削減に向けた取組の推進	
基本方針4 地域の特性・農産物等を活用した食育の推進	27
(1) 地域の食文化継承の推進	
(2) 生産者と消費者の交流の促進	
第5 推進の指標	29
第6 食育の推進体制	30
「食の国あきた」推進会議設置要綱	31

第1 計画に関する基本的事項

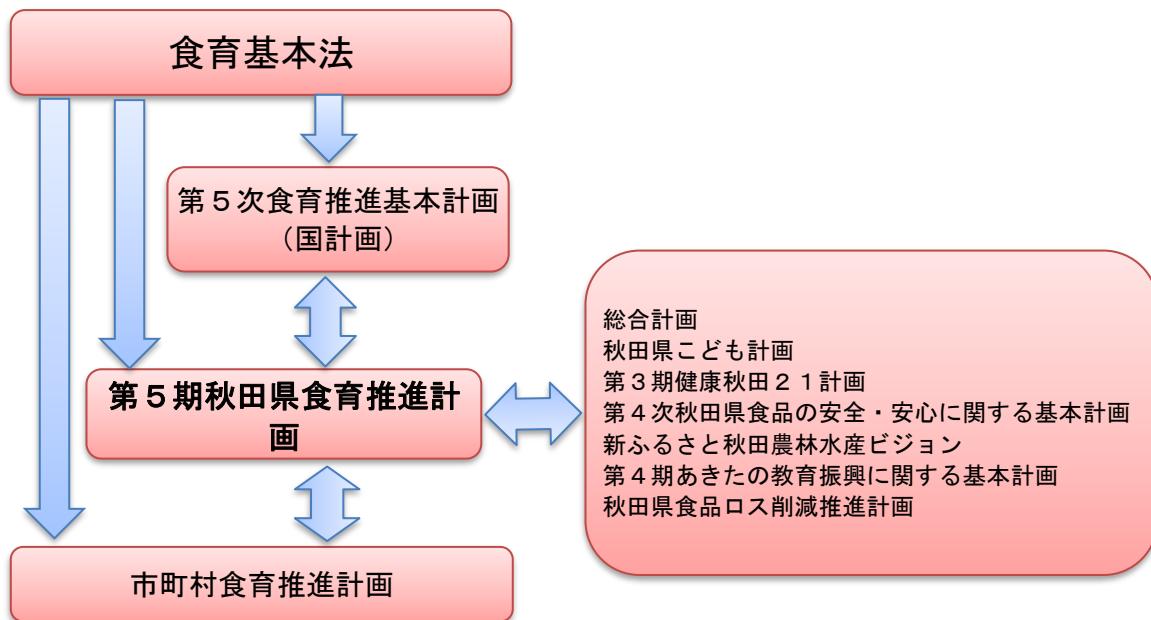
1 趣旨

本県では、平成17年11月に「食の国あきた」推進運動アクションプログラムを策定し食育の取組を始め、平成18年12月にこのプログラムを食育基本法に基づいた「秋田県食育推進計画」として位置付け、食を通じて生きる力を育む食育の普及に努めてまいりました。令和3年には「第4期秋田県食育推進計画」（以下「第4期計画」という。）を策定し、引き続き実践的な食育の推進に取り組んできました。最終年度を迎えたことから、第5期計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、本県の食育対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針であるとともに、食育基本法第17条に規定される都道府県食育推進計画です。

また、本計画は、県の関係部局所管の関連計画・施策や市町村食育推進計画と整合性を図りながら推進していくものです。



3 計画の期間

この計画の実施期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

なお、期間中であっても情勢の変化などによって計画の変更が必要になった場合には、適宜見直しを行います。

第2 第4期計画の取組と現状・課題

令和3年3月に策定した第4期計画では、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」を基本方針の大項目、「生涯を通じた食育の推進」「食を通じた健康づくりの推進」「食品の安全・安心と環境に関する理解の促進」「地域の特性・農産物等を活かした食育の推進」を基本方針の中項目とし、食育の取組を推進しました。

●「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」●

基本方針1 生涯を通じた食育の推進

〈第4期計画における主な取組〉

(1) 共食の推進

新しい生活様式への対応による家庭で過ごす時間を活用し、家族での料理や食事を通したコミュニケーションを推進するとともに、ひとり親世帯や単身高齢者など家庭での共食が難しい方へは、地域での共食の機会提供に向けた取組を支援しました。

- ・家族で食事をすることの大切さや園での昼食を通して、みんなで食べるこの楽しさについて、各園への訪問等を通して啓発しました。
- ・給食等の時間に一緒に食事をとることを通じて、食事のマナーを身に付けコミュニケーションを図ることができるようしました。
- ・家庭における孤食をなくし、家族一緒の食事を通して、食事の正しいマナーを身につけるなど、社会基盤となる家族の大切さを再認識できるよう周知啓発を行いました。
- ・高齢者等が食事を楽しみながら交流できる機会を提供しました。
- ・子ども食堂等、食育につながる子どもの居場所づくりを行おうとしている団体等に対して助言者の派遣や立ち上げ補助等の支援を行いました。

(2) 朝食の摂取

規則正しい食生活の形成に向け、早寝早起きによる生活リズムを整えることと朝食摂取の大切さについて、理解を深める取組を推進しました。

- ・朝食の摂取について、園だよりや献立表等の配布や保護者会等を活用した呼びかけを進めました。
- ・朝食を含め3食規則正しく食事をとり、望ましい生活習慣を形成し、食の自己管理能力を身に付けることができるよう指導しました。
- ・学校や職場で朝食や主食・主菜・副菜を組み合わせた食事などの望ましい食生活の実践に向けた普及啓発を行いました。
- ・ごはん食の推進と朝食の欠食防止を呼びかけるため、通勤通学者におにぎりを配布する「朝ごはんモーニングキャンペーン」を実施しました。

(3) 農業体験活動等の推進

食に関する知識や理解を深めるため、農林漁業者、食品製造事業者、食育ボランティア等による農業体験、食品製造施設見学、調理体験等の体験活動の取組を進めました。

- ・幼稚園・保育所・認定こども園等や地域と連携して地域資源である園庭や畑で季節の農産物を育て、収穫するなど農業体験を推進しました。また、給食の食材として活用するなどにより、食べ物への関心を高めました。
- ・地域の生産者団体等と連携しながら農業体験などの交流事業、栽培学習や調理実習などの体験学習を通して、食べ物への興味・関心や食べ物を大切にする気持ちを育てました。
- ・食育ボランティアが、料理教室などを開催し、調理方法や栄養バランスなどの情報提供などを行いました。
- ・秋田県立農業科学館において、「食と農」の魅力を伝える人材の育成や農業体験を実施しました。

〈現状・課題〉

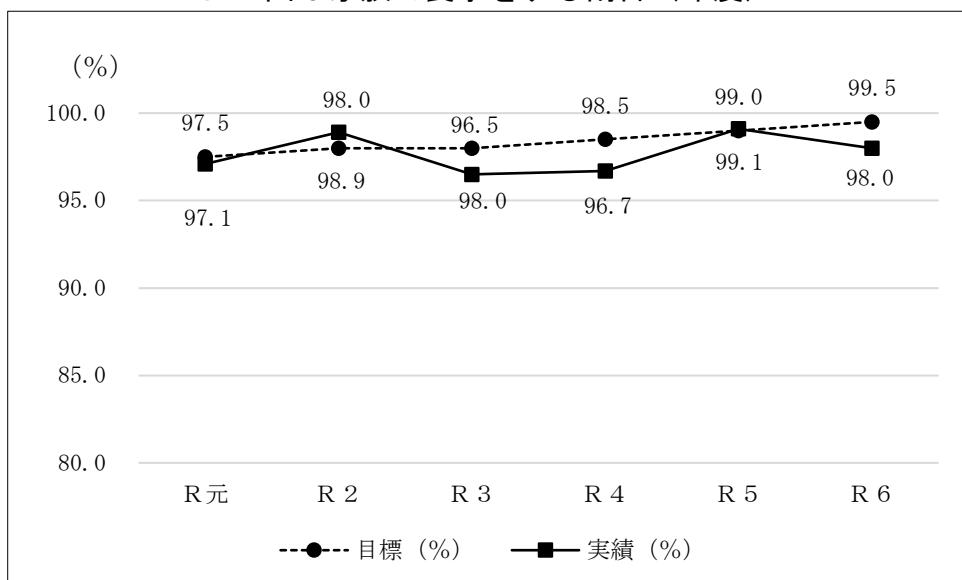
① 1日1回はみんなでの食事

3歳児の保護者へのアンケート調査によると、1日1回家族で食事をする割合は、令和6年度目標値99.5%に対し、98.0%であり、目標には達しなかったものの、コロナ禍の影響で減少した令和4年度以降回復傾向にあります。

家族との食事は、コミュニケーションを図り、食や生活に関する知識やマナーを習得する上で重要なことから、継続して取組を推進する必要があります。

また、生活様式の変化や様々な家族の状況、暮らしの多様化により、家庭での共食が困難な状況にある方も存在することから、地域においても共食の機会が提供できるよう取組を進める必要があります。

1日1回は家族で食事をする割合（年度）



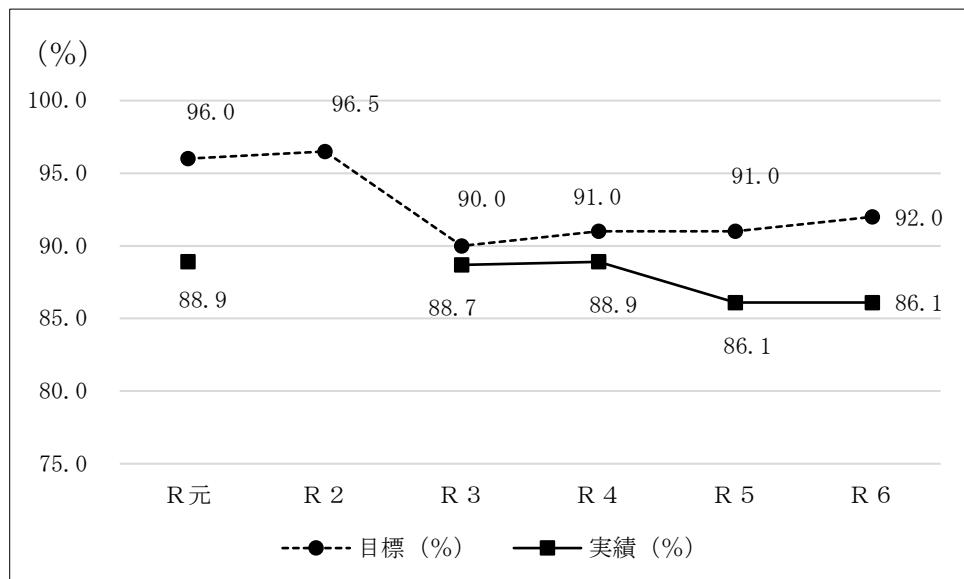
出典：健康福祉部 「食育」に関するアンケート調査

②朝食の摂取

朝食を「毎日食べる」児童生徒の割合は、学年が進むにつれて低くなる傾向にあり、ここ数年の数値を見ると、全ての校種において若干の減少傾向にあります。朝食を食べない理由としてコロナ禍以降「食べる時間が無い」「食欲がない」「食べないことが習慣化」と回答する割合が増加傾向にあります。これらの背景には、児童生徒を含めた家庭における朝食の重要性の理解不足や、朝食を用意できない家庭環境等も含まれると考えられます。

学校と家庭、地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、基本的な生活習慣の確立について理解を深め、食に関する指導を継続的に実施することで、児童生徒が望ましい食習慣を身に付けられるように導く必要があります。

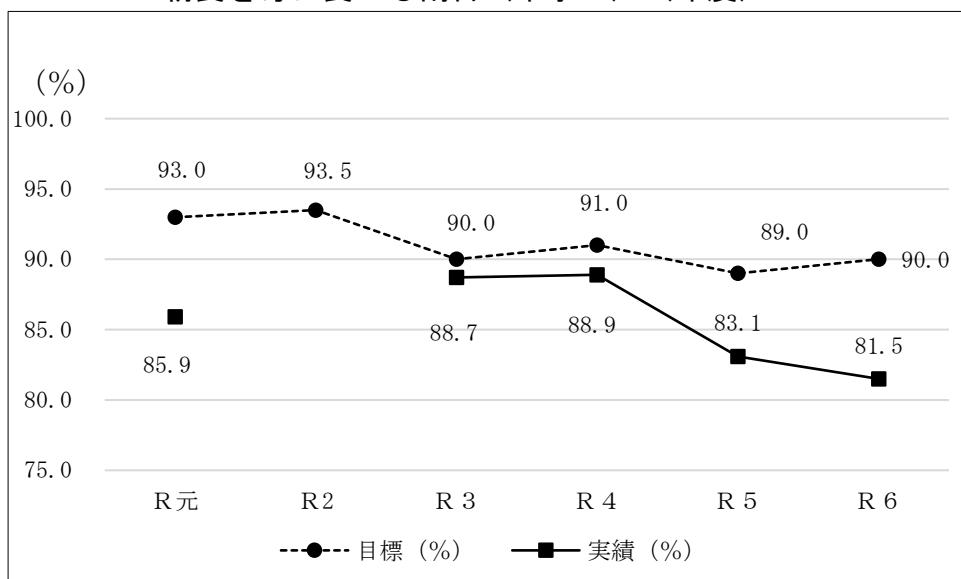
朝食を毎日食べる割合（小学校5・6年生）（年度）



出典：教育庁 児童生徒のライフスタイル調査

※令和2年度はコロナ禍のため調査中止

朝食を毎日食べる割合（中学生）（年度）



出典：教育庁 児童生徒のライフスタイル調査

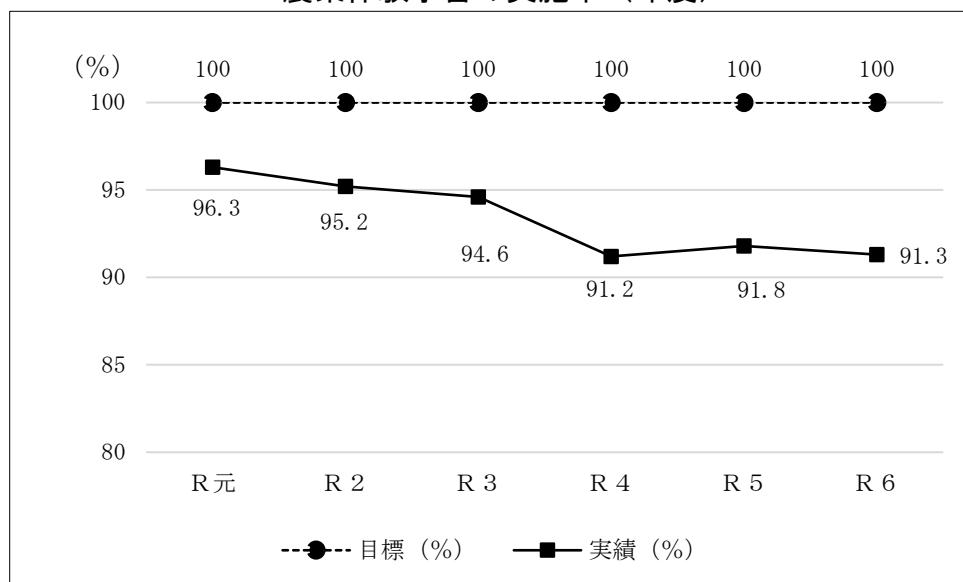
※令和2年度はコロナ禍のため調査中止

③農業体験活動の推進

幼稚園・保育所・認定こども園、小学校・義務教育学校における農業体験学習実施率はコロナ禍以降減少にあり、9割前半で推移しています。

実施していない理由は、「農林漁業体験に関する情報や人的ネットワークの不足」が7件、「距離及び物理的理由（相手方の受け入れ人数の制限等）」が6件、「行事の重複等日程的な理由」が4件で、「感染症や事故等のリスク回避」は1件であり、減少の理由は感染症対策ではないことが伺えます。農業体験学習は、食に対する关心や感謝の気持ちを学ぶ機会となっています。

農業体験学習の実施率（年度）



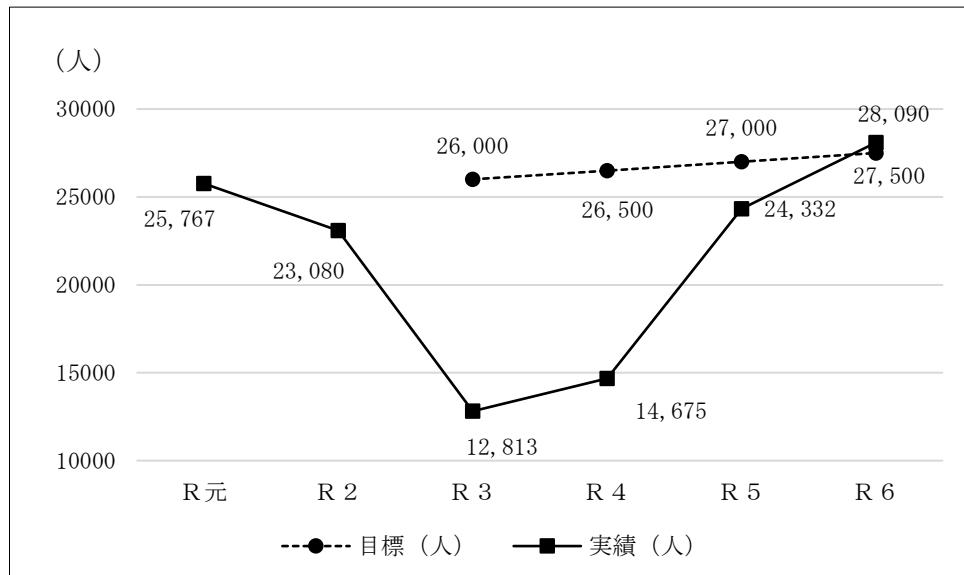
出典：農林水産部 県内の幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・義務教育学校における農業体験状況調査

④食育活動

食育ボランティアが行う食育活動への参加人数は、令和3～4年度は、コロナ禍によるボランティア活動の中止等により低調だったもののその後回復し、令和6年度は目標値を上回りました。活動区分別の参加者数は、食生活改善指導が11,483人で最も多く、次いで料理講習会が8,220人、農作物栽培指導が2,713人でした。

食育活動推進のためには、食育ボランティアの確保が重要であることから活動中の登録団体や食育に取り組む新たな団体・個人の情報を収集し、地域での食育活動を継続していく必要があります。

食育ボランティアが行う食育活動への参加人数（年度）



出典：健康福祉部 食育ボランティア活動実績報告

基本方針2 食を通じた健康づくりの推進

〈第4期計画における主な取組〉

（1）栄養・食生活の改善

健康寿命の延伸、肥満・生活習慣病の予防に向けて、減塩や野菜・果物摂取や歯科保健に関する取組を推進するともに、子どもの頃からのごはん食を中心としたバランスの良い食事の定着に向けた取組を推進しました。

- ・園だよりや給食の献立表の配布を通して、栄養バランス等の情報提供や自園での取組を紹介し、栄養・食生活改善を推進しました。
- ・栄養バランスを考えた望ましい栄養や食事の摂り方を理解し、自ら管理していく能力を身に付けることができるようにしました。
- ・食育ボランティアが、地域住民を対象に、食の大切さや健康に配慮した食生活についての学習会や料理教室を開催しました。
- ・乳幼児健康診査や特定健康診査、介護予防教室などの機会を通じて、食生活指導等を行いました。
- ・秋田県ごはん食推進会議が定める、毎月第3日曜日の「ごはんの日」について、ごはん食を中心とした健康的な食生活を県民に広く呼びかけるため広報資材を作成して県内量販店等に配布し、周知を行いました。

- ・薄味で素材のおいしさを味わうことを知る大切さを啓発しました。
- ・秋田県民の食生活指針に基づき、主食・主菜・副菜がそろった食事や減塩、野菜摂取などの望ましい食生活の普及啓発を行いました。
- ・味噌汁の塩分濃度測定による減塩意識の啓発及び健康な食事メニュー認証制度により、食生活改善の取組を推進しました。
- ・災害時における、栄養・食生活支援に関する取組を進めました。
- ・生涯にわたって自分の歯で食べる楽しみを享受できる生活の実現を目指して、各ライフステージに対応した歯科口腔保健対策を推進しました。
- ・オーラルフレイル予防の取組により、働き盛り世代等へ歯と口腔の機能を維持する大切さを啓発しました。
- ・秋田県立図書館において、食育月間に合わせて「食」についての知識や経験のきっかけとなるような資料の展示・貸出をしました。

(2) 職場における食育の推進

従業員やその家族が健康な食生活を実践するため、職場において食育に取り組みやすい環境づくりを推進しました。

- ・秋田県版健康経営優良法人を認定し、健康経営通信等により食生活を含む健康情報を提供しました。
- ・出前講座等により県内企業の従業員や家族に対し、職場ぐるみで健康な食生活を実践できるよう支援しました。

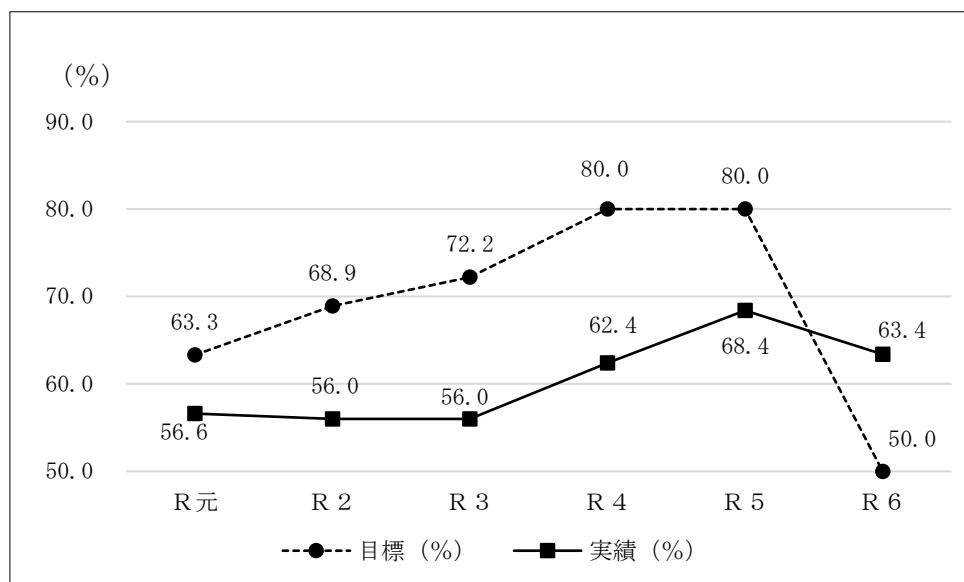
〈現状・課題〉

①食事内容のバランス

3歳児の保護者へのアンケート調査によると、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の者の割合は、令和6年度目標値50.0%に対し、63.4%と目標を上回ったものの前年度より減少しています。

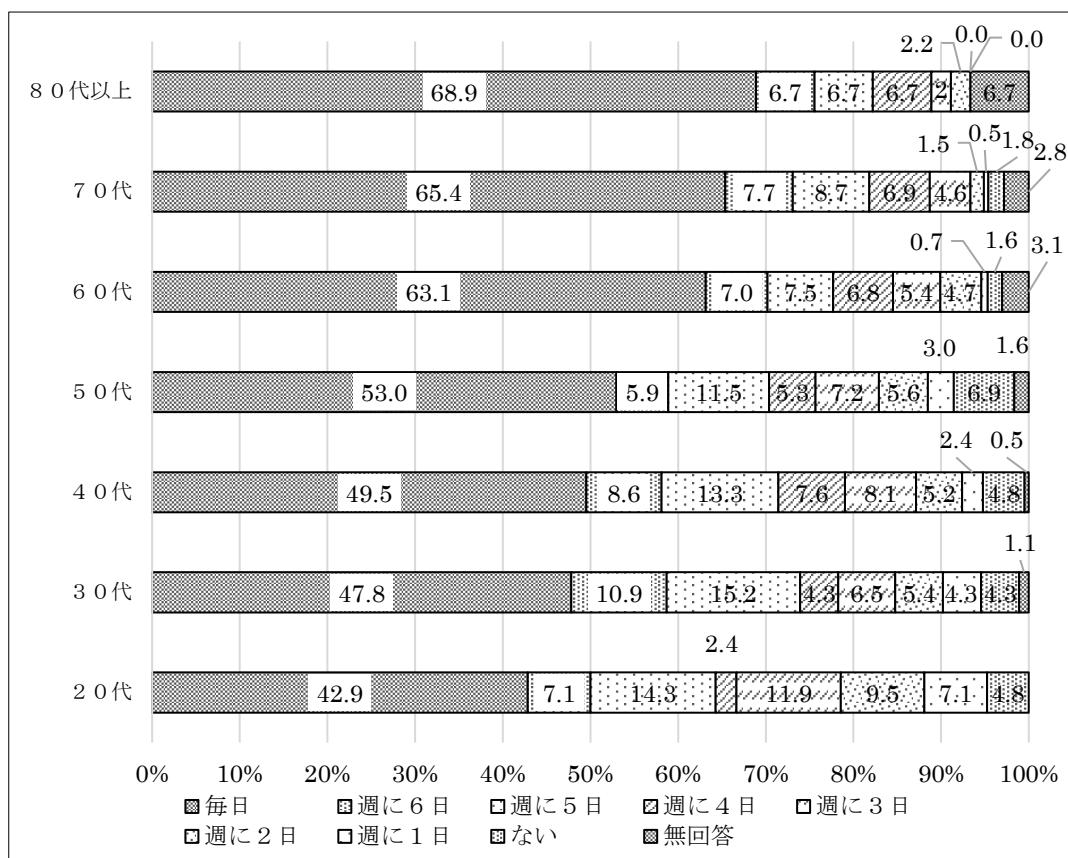
また、年代別では、高齢者より働き盛り世代での割合が低くなっています。働き盛り世代は、子育てや仕事で忙しいことから、バランスの良い食事が摂りやすいレシピの普及や、活用しやすい食品の利用の紹介などの取組を進める必要があります。

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の者の割合（子育て世代）
(年度)



出典：健康福祉部 「食育」に関するアンケート調査

主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の者の割合（20歳以上）



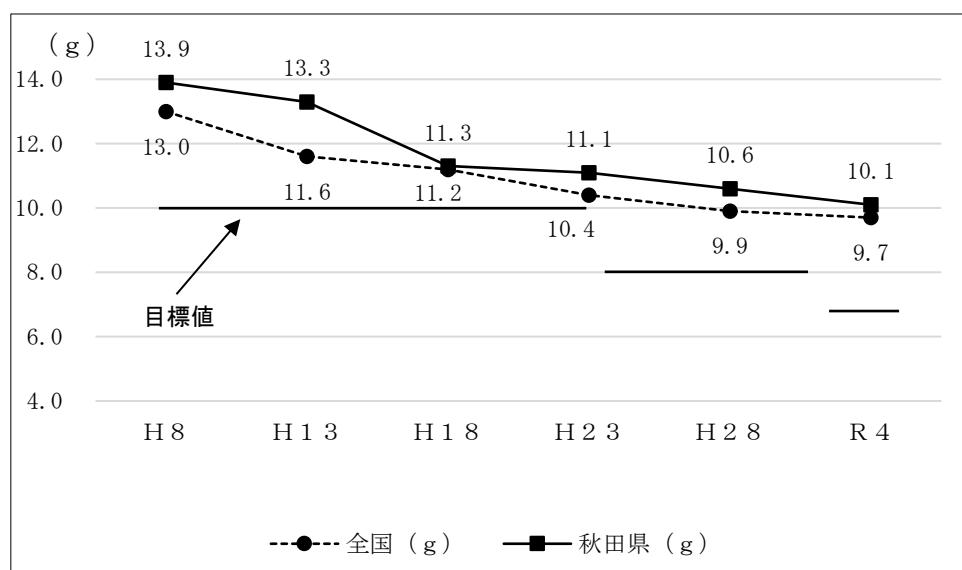
出典：健康福祉部 令和6年度健康づくりに関する調査

②食塩・野菜の摂取

食塩の摂取量は、20歳以上1日当たり目標値8g未満に対し、令和4年は10.1gと上回っているものの、前回調査に比べて減少し全国平均との差も縮まっています。

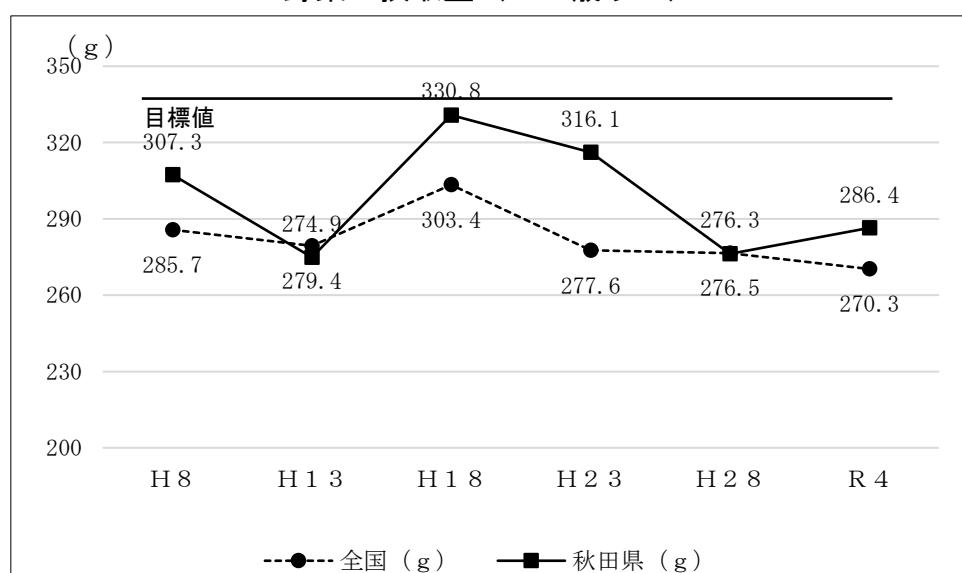
食塩の摂取量は減少傾向にあるものの、目標値を達成していないことから、引き続き県民運動として「減塩」の取組を進める必要があります。

食塩の摂取量（20歳以上）



出典：厚生労働省 国民健康・栄養調査、健康福祉部 県民健康・栄養調査

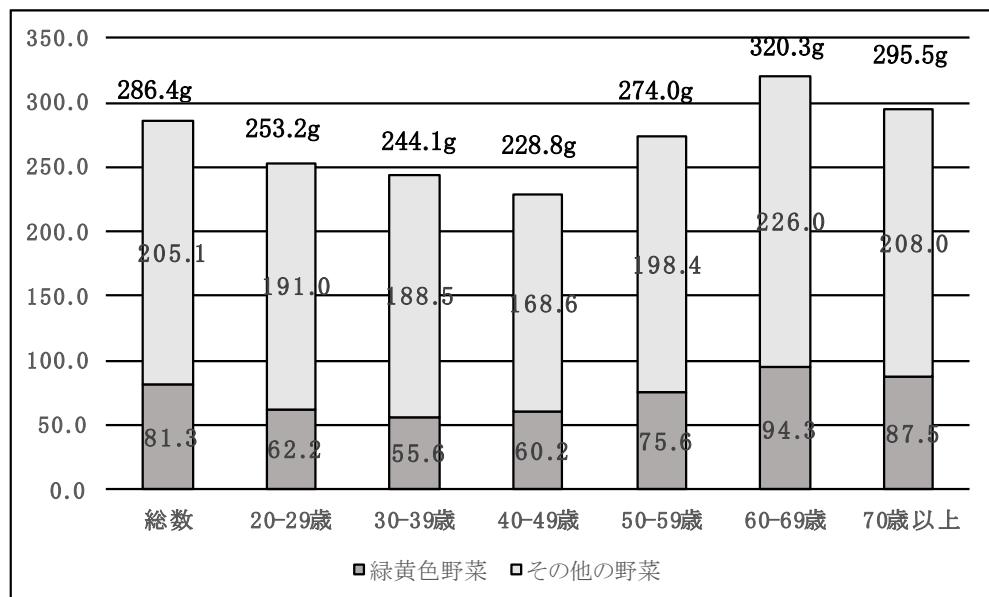
野菜の摂取量（20歳以上）



出典：厚生労働省 国民健康・栄養調査、健康福祉部 県民健康・栄養調査

野菜摂取量は、20歳以上1日当たり目標値350gに対し、令和4年は286.4gと下回っているものの、前回調査に比べて増加しています。年代別の野菜摂取量をみると、特に20～40歳代の摂取量が少ない状況にあることから、働き盛り世代を中心に「野菜摂取」の取組を進める必要があります。

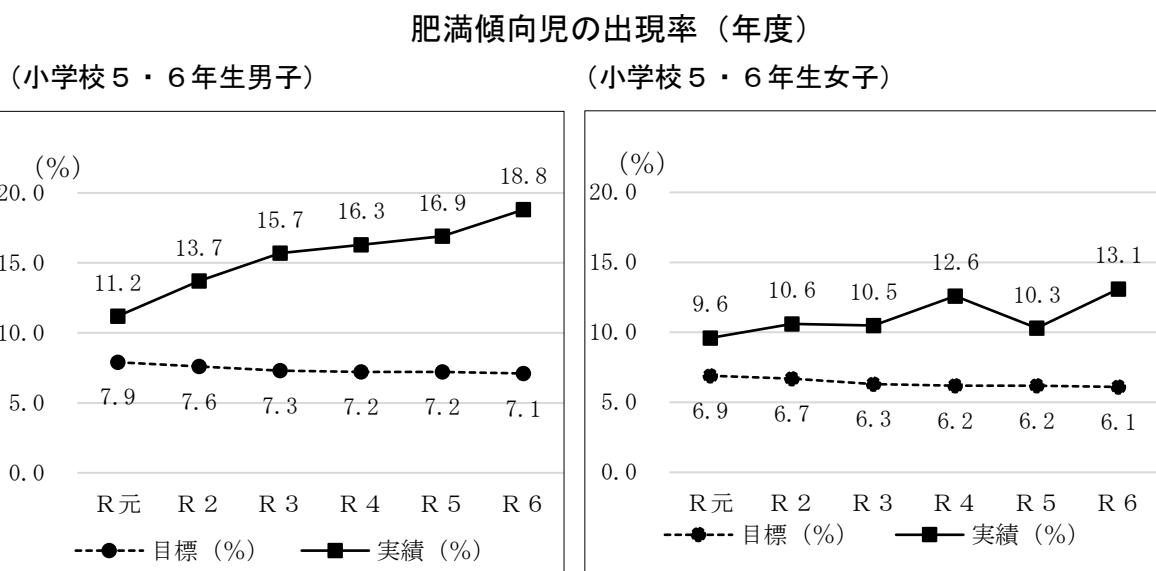
年代別野菜の摂取量（20歳以上）



出典：健康福祉部 令和4年県民健康・栄養調査

③子どもの肥満

肥満傾向児の出現率については増加傾向にあり、全ての年齢において全国平均を上回り、依然として課題となっています。これらの背景には、コロナ禍による運動時間の減少や生活習慣の乱れのほか、近年では熱中症やクマ出没の被害防止対策により、屋外での活動が充分にできなかったことなども理由の一つと考えられます。引き続き、学校、家庭及び関係団体が連携し、生活習慣の見直しや改善を図る取組を継続する必要があります。

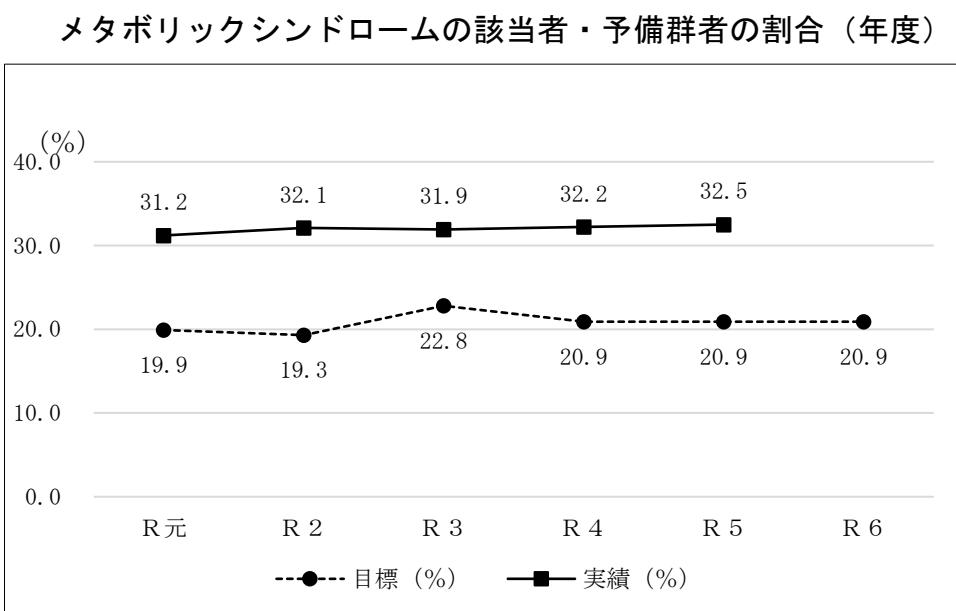


出典：文部科学省 学校保健統計調査

④メタボリックシンドローム

厚生労働省の特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータによると、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群者の割合は、令和5年度目標20.9%に対し、32.5%と上回っており、策定時に比べ増加傾向にあります。

判定基準となる、内臓脂肪の蓄積、高血糖、脂質異常、高血圧については、食生活を含めた生活習慣の改善が重要であり、引き続き働き盛り世代を中心とした普及・啓発を進める必要があります。



出典：厚生労働省 特定健康診査・特定保健指導に関するデータ

● 「持続可能な食を支える食育の推進」 ●

基本方針3 食品の安全・安心と環境に関する理解の促進

〈第4期計画における主な取組〉

(1) 食品表示・食品の安全性への理解の促進

食品の生産者・加工者による食品の安全性確保に向けた取組を進めるとともに、食品表示や食品の安全性に関する研修・意見交換等により、食品の安全・安心への理解を促進しました。

- ・H A C C Pに沿った衛生管理の導入を推進することにより、食品の安全性の確保を図りました。
- ・安全・安心な食材を提供するとともに、食品表示の正しい理解や、安全な食品の選択に関する情報を提供しました。
- ・様々な広報媒体を活用し、食品の安全に関する正確な情報の提供に努めました。
- ・食品の安全・安心及び食品表示に関するセミナー等を開催しました。
- ・適正な食品表示の啓発を推進しました。
- ・食品衛生講習会により食品安全に関する知識の普及啓発を図りました。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園等の教職員等への研修会を実施しました。
- ・G A P制度の普及やG A P指導員育成のための研修会等を開催しました。
- ・有機栽培・特別栽培などの環境保全型農業について、国、市町村と連携して生産者を支援しました。

(2) 食品ロス削減に向けた取組の拡大

食品関連事業者などの各主体と連携して食品ロス削減に向けた取組を進めるとともに、消費者に対しては、食品ロス削減の重要性や具体的な対応策について普及啓発し、県民運動として食品ロスの削減を推進しました。

- ・食品ロス削減月間（10月）に各種媒体による普及啓発を行ったほか、イベントを開催し、県民の取組を促進しました。
- ・食べ残しが生じやすい忘新年会の時期に、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携した全国キャンペーンとして「おいしく食べる」ことを呼びかけました。

- ・秋田県生涯学習センターにおいて、市町村・公民館職員の専門研修を開催し新しい防災の考え方「フェーズフリー」「ローリングストック」について、学ぶ機会を設けました。

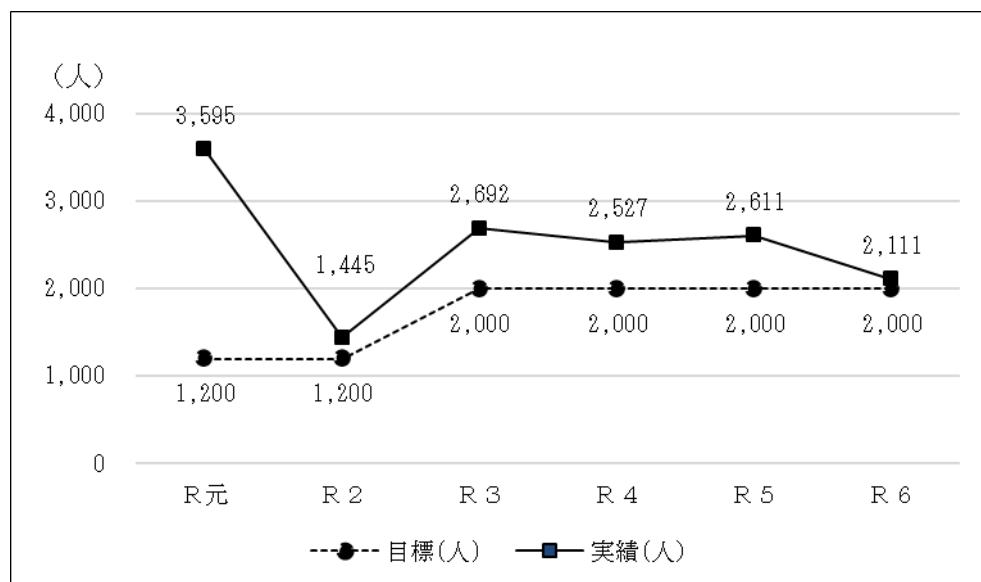
〈現状・課題〉

①食品の安全・安心

県内全域で実施した地域懇談会及び食品表示に関するセミナー参加者数は、毎年度目標値を上回っています。

引き続き関係者とのコミュニケーションを図り、食品の安全・安心情報及び食品表示に関して相互理解を推進する必要があります。

食品の安全・安心及び食品表示に関するセミナー等への参加者（年度）

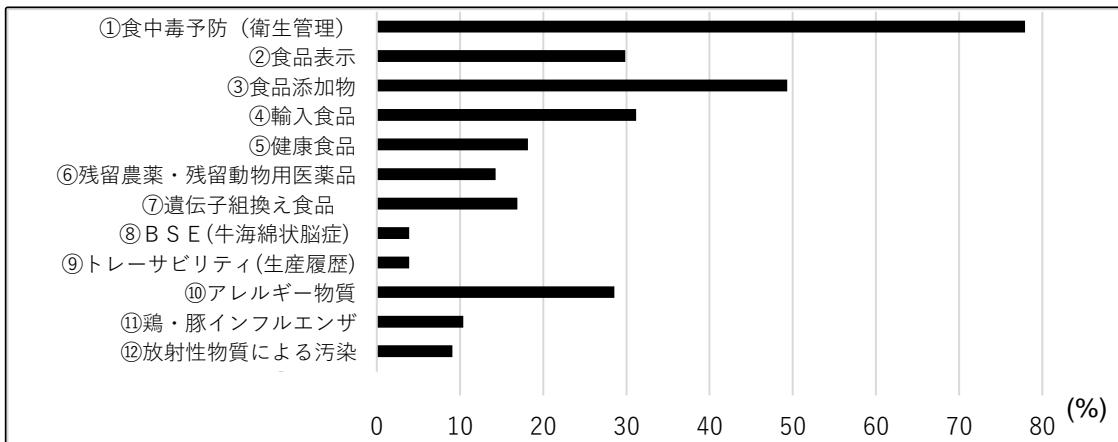


出典：生活環境部 食品の安全・安心及び食品表示に関するセミナー等への参加者数

毎年実施している食品安全に関するアンケート調査結果によると、依然として、食中毒、残留農薬、食品添加物、輸入食品、健康食品による健康被害、アレルギー物質などに関し、消費者の関心が高い状況にあります。

これらの関心に対応するためには、生産から消費の各段階における食品安全に対する取組みや相互理解を深めることが重要であることから、関係者間におけるリスクコミュニケーションを図るなど、食品の安全・安心に関する相互理解を推進していく必要があります。

食品の安全に関することについてどの分野に关心がありますか（複数選択可）



出典：生活環境部 令和7年度食の安全安心に関するアンケート調査

②食品ロス削減に向けた取組の拡大

食品ロスの発生は、食品を生産・製造するために使用した資源やエネルギーを無駄にするだけではなく、その処分のために新たな資源やエネルギーを使用することとなります。

日本では、食料を輸入に大きく依存する一方で、令和5年には年間464万トン（国推計年間1人当たり37kg）もの食品ロスが発生しており、そのうち、およそ半分程度は、私たちの暮らしから生じています。

こうしたことから、食品ロスの削減に向け、買い物では食べきれる量を購入し、調理の際はできるだけ無駄を減らす工夫をするとともに、食事の際は食べ残しを減らすなど、日々の生活の中で自らができる事を一人ひとりが考え、実践していく必要があります。

4 地域の特性・農産物等を活かした食育の推進

〈第4期計画における主な取組〉

（1）地産地消の推進

旬の食材、伝統食材など地域の農産物や加工品の消費・活用を進めるとともに、郷土料理教室の開催や給食等での郷土料理の提供により、地域の食文化の継承を図る取組を進めました。

- ・給食の献立に地域の地場産食材や郷土料理を取り入れ、地域の伝統的な食文化や食に関わる歴史等の理解を深める取組を進めました。
- ・地域の食文化継承のため、郷土料理や行事食について、高校で調理実習を実施しました。
- ・県民への地産地消の普及啓発のため、県産品を一堂に集めた県民参加型・体験型の交流イベント「I Love 秋田産応援フェスタ(～R 6)」「採れたて！あきたの大収穫祭(R 7)」を開催しました。
- ・農産物直売所において専門家派遣によるPOSレジデータを活用した経営改善や意識改革を実施しました。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園等の管理職対象の研修会において地産地消の推進に関する啓発を行いました。

(2) 生産者と消費者との交流

生産者と消費者が顔の見える関係を築くため、交流する機会を創出するとともに、食育に取り組む関係者間で情報共有し、食育推進に向けた連携を進めました。

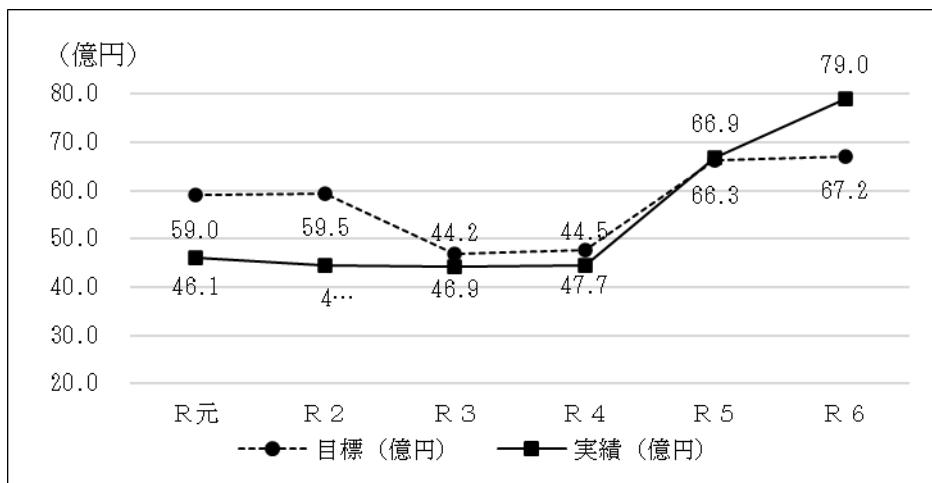
- ・地産地消の推進と、食品加工業者等と来場者との交流機会の創出のため、県産農産物や加工品を販売する「あきた産デーフェア」を開催しました。
- ・県のイベントにブースを出展し、県産農林水産物や県産食材を使用した加工品を販売することにより、地場農産物の消費拡大を図りました。
- ・県内の子ども食堂等を実施する団体等のネットワーク化を推進し、相互の連携による生活困窮家庭等の子どもに対する食支援の全県的な展開を目指しました。
- ・市町村食育推進計画の策定や円滑な実施を支援しました。

〈現状・課題〉

①地産地消の推進

直売所の販売金額は、直売所の大規模化や物価高騰の影響もあり、増加傾向にあります。一方で、直売所出荷者の高齢化や人手不足により、廃業や規模を縮小している直売所もあり、より効率的な店舗経営をするため、研修等によりその手法や技術を習得する必要があります。

直売施設販売額（年度）



出典：農林水産部 農村女性による起業活動実態調査（R元～4年度）

農林水産部 農産物直売所実態調査（R5～6年度）

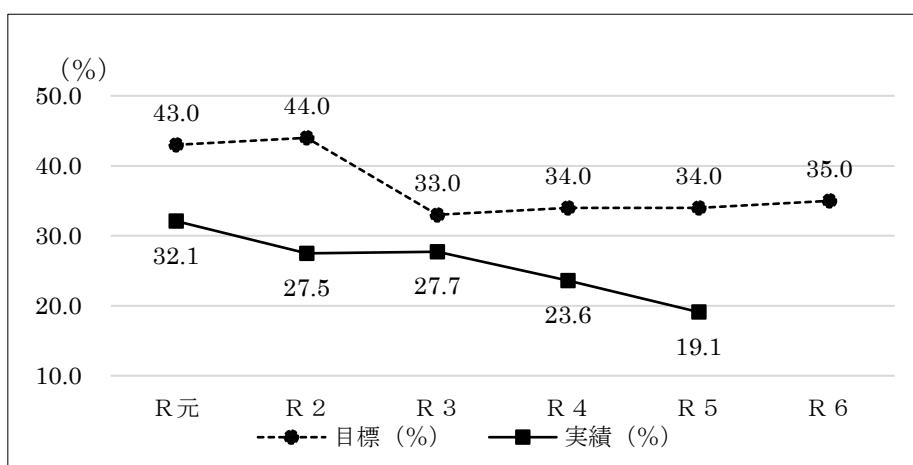
②給食への地場産物の活用

地場産物を活用した給食を生きた教材として活用し、食に関する指導を実践することで、食文化を学び地域への理解を深めたり、生産者に対する感謝の心を育んだりと、その教育的効果が認識されています。

しかし、活用率に関しては目標を下回っており、市町村に行ったアンケートによれば「地場産野菜の入手が困難」との回答が多くありました。原因としては、生産者の高齢化や価格の高騰など、必要な品目や量を地元から安定的に確保することが容易ではない状況がありました。

給食への地場産物の活用については、学校（調理場）、生産者、市町村地域の農業団体等が連携し、流通経路を整備する必要があります。

学校給食における地場産農産物活用状況（野菜15品目）（年度）



出典：教育庁 学校給食物資使用調査

第3 食育推進の視点

食は、生きていく上での基本であり、食育は、知育、德育及び体育の基礎となるものです。

食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康増進と豊かな人間形成につながります。また、伝統的な食文化や環境に調和した食生活を習得し、生産者との交流を通して地場産物を活用することにより、地域への理解が深まるとともに、愛着や誇りが育まれ、地域の活性化につながるものです。

本県においては、人口減少や少子高齢化に伴う社会構造の変化、コロナ禍やライフスタイルの変化により家庭における共食機会の減少、大人の食生活の変化等が生じており、肥満傾向児の増加、働き盛り世代における生活習慣病リスクの保有率の増加などの健康課題につながっています。

また、県民が食品の安全・安心に高い関心を持っていることや、食品ロスが事業コストや環境負荷の増加につながっていること、地域における食文化継承の先細り、生産者と消費者との関係の希薄化など、食をめぐる社会・環境・文化の領域で様々な課題が生じています。

これらのことから秋田県では、「秋田の自然や風土に調和した健全面持続可能な食生活の実現」を目的として、「健康の視点」と「社会・環境・文化の視点」のもとに、家庭や学校、職場、地域等様々な場で、「秋田の食と環境」への理解と子どもから高齢者まで全世代の健康な食生活の実践に向けて、食育の取組を進めます。

第4 食育推進のための取組

第5期秋田県食育推進計画を進めるため、「秋田の自然や風土に調和した健全部で持続可能な食生活の実現」を目的に、「生涯を通じた食育の推進」「食を通じた健康づくりの推進」「食品の安全・安心と環境に関する理解の促進」「地域の特性・農産物等を活用した食育の推進」を基本方針とし、食育を推進していきます。

また、基本方針に基づく8つの取組項目を柱として、家庭、幼稚園・保育所・認定こども園等、学校、農林漁業者、食品関連事業者、関係団体、県それぞれが実施主体となり、その役割に応じた食育の取組を進めています。

基本方針	取組項目
<p>＜健康の視点＞</p> <p>生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進</p>	<p>1 生涯を通じた食育の推進</p> <p>(1) ライフステージに応じた食育の推進 (2) 地域における共食の推進</p> <p>2 食を通じた健康づくりの推進</p> <p>(1) 健康寿命延伸につながる「大人の食育」の推進 (2) 食品関連事業者との連携による食環境の整備</p>
<p>＜社会・環境・文化の視点＞</p> <p>持続可能な食を支える食育の推進</p>	<p>3 食品の安全・安心と環境に関する理解の促進</p> <p>(1) 食品表示・食品の安全性への理解の促進 (2) 食品ロス削減に向けた取組の推進</p> <p>4 地域の特性・農産物等を活用した食育の推進</p> <p>(1) 地域の食文化継承の推進 (2) 生産者と消費者の交流の促進</p>

＜健康の視点＞生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進

基本方針 1 生涯を通じた食育の推進

(1) ライフステージに応じた食育の推進

生涯を通じた食育は、健全な心身を養い豊かな人間性を培います。それぞれのライフステージに応じた食育を推進することで、健康な食生活の実践を図ります。

ライフステージ	年齢の目安	テーマ
乳幼児期 〈味覚形成期〉	小学校入学まで	・様々な食材と出会う機会を ・望ましい食習慣の土台づくり
学童期 〈確立期〉	小学生～中学生	・望ましい食習慣の確立 ・学校給食からバランスのとれた食事を学ぼう
青年期 〈自立期〉	高校生～20代	・欠食やダイエットは禁物 ・自分の食生活をよく考えましょう
壮年期 〈実践期〉	30代～60代	・太りすぎ、やせすぎは病気のもと ・「主食・主菜・副菜」を意識した食事を ・お酒としょっぱいおつまみはほどほどに ・自分の食生活を振り返りましょう
高齢期 〈転換期〉	60代後半～	・メタボ予防からフレイル予防へ方向転換 ・たんぱく質はシニアの味方 ・いつもより少し多く歩こう

出典 秋田県民の食生活指針

〈家庭〉

- ・家族で一緒に食事をすることで、あいさつを行う、食べ残しを減らすなど食事の正しいマナーを身につけます。
- ・栄養に関する知識を習得し、減塩や野菜・果物摂取などを意識しながら食事をします。
- ・学校の教育活動全体を通じて、食事の重要性や適切な栄養管理に関する知識を得るなど、子どもの望ましい食習慣の形成に努めます。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・クラスでの昼食を通してみんなで食べることの楽しさを味わうことができる雰囲気づくりを大切にします。

- ・給食等の時間に一緒に食事をとることを通じて、食事のマナーを身に付け、会話を楽しみながら会食をすることができるようになります。
- ・薄味や素材の味を知る「味覚」を育みます。

〈関係団体〉

- ・家族一緒の食事を通して、食事の正しいマナーを身につけるなど、社会基盤となる家族の大切さを再認識できるよう周知啓発を行います。
- ・子どもと保護者を対象に食育教室等を開催します。
- ・県民一人ひとりの健康づくりを推進するため、減塩や野菜・果物摂取、バランスのとれた食生活について普及啓発を行います。
- ・ライフステージの中で特に栄養教育を受ける機会の少ない世代を対象に、栄養出前講座を行います。

〈県〉

- ・各園への訪問等を通して、家族で食事をすることの大切さや園での昼食を通してみんなで食べることの楽しさについて啓発します。
- ・給食指導及び食に関する指導の実践的な知識や教育課程における食育の位置付け等の理解を深め、全教職員が連携・協力した食育の推進を図ります。
- ・関係団体と連携して子どもから高齢者まで切れ目なく栄養・食生活に関する正しい知識の啓発を行います。
- ・秋田県ごはん食推進会議において、ごはん食を中心とする食生活の魅力や健康面での効果の周知・普及を図ります。

(2) 地域における共食の推進

ライフスタイルの多様化や単身世帯の増加等により家族みんなが集まって食事を取る機会が減っていることから、地域の人たちと会話を楽しみながらゆっくり食べる共食を推進します。

〈家庭〉

- ・家族で一緒に食事をすることで、食べ残しを減らすなど、食事の正しいマナーを身につけます。
- ・家族や仲間と楽しく食卓を囲む共食の機会を増やします。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・クラスでの昼食を通してみんなで食べることの楽しさを味わうことができる雰囲気づくりを大切にします。
- ・食事を通してより良い人間関係を構築できるよう、コミュニケーションを図ることができるようになります。

〈関係団体〉

- ・家族一緒の食事を通して、食事の正しいマナーを身につけるなど、社会基盤となる家族の大切さを再認識できるよう周知啓発を行います。
- ・高齢者等が食事を楽しみながら交流できる機会を提供します。

〈県〉

- ・関係団体と連携し、家族一緒の食事を通して、食事の正しいマナーを身につけるなど、社会基盤となる家族の大切さを再認識できるよう周知啓発を行います。
- ・各園への訪問等を通して家族で食事をすることの大切さや園での昼食を通してみんなで食べることの楽しさについて啓発します。
- ・子ども食堂等、食育につながる子どもの居場所づくりを行う団体等に対して立ち上げの支援や必要な情報提供等を行います。
- ・家族や友人と一緒に食事をし、コミュニケーションを図ることの大切さを啓発します。

基本方針2 食を通じた健康づくりの推進

(1) 健康寿命延伸につながる「大人の食育」の推進

健康寿命の延伸に向けて、特に重要な世代となる働き盛り世代や高齢者における健康な望ましい食生活の実現を目指し、生活習慣改善が図られるよう「大人の食育」の普及啓発を進めます。

〈家庭〉

- ・栄養に関する知識を習得し、減塩や野菜・果物摂取などを意識しながら食事をします。
- ・学校を通じて、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識を得るなど、望ましい食習慣の改善に努めます。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・園だよりや給食の献立表を通して、栄養バランス等の情報を保護者に向け発信します。
- ・バランスを考えた望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付けることができるよう保護者を含めた普及啓発をします。

〈関係団体〉

- ・米穀販売業者、集荷団体等で構成する秋田県ごはん食推進会議での活動により、ごはん食の推進に取り組みます。
- ・食育ボランティアが、地域住民を対象に、食の大切さや健康に配慮した食生活についての学習会や料理教室を開催します。

〈県〉

- ・秋田県民の食生活指針に基づき、主食・主菜・副菜がそろった食事や減塩、野菜・果物摂取などの望ましい食生活の普及啓発を行います。
- ・薄味で素材のおいしさを味わうことを知る大切さを啓発します。
- ・従業員とその家族の健康づくりに取り組む、秋田県版健康経営優良法人認定制度の普及拡大を図ります。
- ・事業所健診後の保健指導・栄養指導の実施、食育に関する講習会への従業員の参加促進、健康や栄養に関する情報提供等に努めます。
- ・高齢者のフレイル予防のため、関係団体と連携して栄養・食生活に関する啓発を行います。
- ・災害時における、栄養・食生活支援に関する取組を進めます。

- ・毎月第3日曜日を「ごはんの日」と定め、ごはん食を中心とした健康的な食生活を県民に広く周知する秋田県ごはん食推進会議を支援します。
- ・生涯にわたって自分の歯で食べる楽しみを享受できる生活の実現を目指し、各ライフステージに対応した歯科口腔保健対策を推進します。
- ・オーラルフレイル予防の取組により、全世代へ歯と口腔の機能を維持する大切さを啓発します。

(2) 食品関連事業者との連携による食環境の整備

食品関連事業者をはじめ産官学等が連携し、健康に配慮したメニューの開発や魅力ある減塩商品を手頃な価格で入手できる仕組みづくりなど、健康無関心層への訴求もできる自然に健康になれる食環境づくりを推進します。

〈家庭〉

- ・食品を選ぶ時は、食品表示や栄養成分表示を確認します。
- ・食品事業者の工場や店舗の見学、調理体験、農林漁業体験、出前授業の開催等の多様な取組に参加し、栄養や食生活について考える機会を増やします。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・給食や園だより等を通じ健康情報の提供に取り組みます。

〈農林漁業・食品関連事業者〉

- ・県民に減塩や野菜・果物摂取を促す取組を行います。
- ・減塩メニューや減塩商品の開発・販売方法の改善に取り組みます。

〈関係団体〉

- ・事業者が行う普及啓発活動の支援・協力をします。
- ・地域住民へ栄養成分表示の見方や減塩、野菜・果物摂取について普及啓発します。

〈県〉

- ・食事や食品を選択する機会を捉えて、スーパー・コンビニ等の関係機関と一緒にキャンペーン等を行い、減塩や野菜・果物摂取の普及啓発をします。
- ・飲食店、スーパー等の食品関連事業者等に対して、商品やメニュー等の開発に関する情報を提供します。
- ・外食や中食でも健康に資する食事が選択しやすい食環境の整備のために、健康的な食事を提供する事業者の増加に取り組みます。

＜社会・環境・文化の視点＞持続可能な食を支える食育の推進

基本方針3 食品の安全・安心と環境に関する理解の促進

(1) 食品表示・食品の安全性への理解の推進

事業者は食品の安全性確保に向けた取組を進めるとともに、消費者が食品の安全性に関する研修、意見交換等により安心して食品を選択できるよう支援します。

〈家庭〉

- ・食品の産地、栄養、添加物などの表示を理解し、食品を正しく選択できるようにします。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・正しい知識・情報に基づいて、食品の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を育てます。
- ・農業高校において、GAPの学習や取組を推進します。

〈農林漁業・食品関連事業者〉

- ・HACCPに沿った衛生管理について助言・指導することにより、食品の安全性の確保を図ります。
- ・農産物の安全を確保し、よりよい農業生産を実現するため、GAPや環境保全型農業の取組を推進します。

〈県〉

- ・様々な広報媒体を活用し、食品の安全に関する正確な情報の提供に努めます。
- ・食品の安全及び食品表示に関する相談体制を充実強化します。
- ・講習会の実施、広報媒体の活用により食品の安全・安心及び食品表示に関する普及啓発を図ります。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園等の教職員等を対象に研修会を実施します。
- ・GAP制度の普及やGAP指導員育成のための研修会等を開催します。
- ・有機栽培・特別栽培などの環境保全型農業について、国、市町村と連携しながら生産者を支援し、取組を進めます。

(2) 食品ロス削減に向けた取組の推進

食品ロス削減に向け関係事業者と連携して取組を進めるとともに、消費者一人ひとりが毎日の暮らしの中で考え、実践できるよう普及啓発を図ります。

〈家庭〉

- ・「食べきり」や「食べきれる量の購入」などの食品ロスを削減するための取組を実践します。
- ・「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつや「もったいない」の意識により、食への感謝を深めます。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・食育の一環として、食べ物を大事にする心情の醸成を図ります。
- ・食品ロスの視点を含めて、環境や資源に配慮した食生活について考え、発達の段階に応じて実践することができるようになります。

〈農林漁業・食品関連事業者〉

- ・農林漁業者及び食品関連事業者は、所得向上のため、農産物の規格外品等の有効活用に努めます。

〈関係団体〉

- ・食品ロスの削減への理解を深めながら、関係者の連携によって削減を図るとともに、県民に対して食品ロス削減の実践につながる取組の実施に努めます。

〈県〉

- ・食品ロス削減に向け、関係団体等と連携のもと、情報共有を図りながら、県民及び関係団体等に対して食品ロス削減の意識づけとなる普及啓発等を行います。

基本方針 4 地域の特性・農産物等を活用した食育の推進

(1) 地域の食文化継承の推進

旬の食材、伝統食材などについて地域での活用を進めるとともに、郷土料理教室等の開催や給食等での郷土料理の提供等により、次世代に地域の食文化の継承を図ります。

〈家庭〉

- ・地産地消の普及啓発イベント等に参加し、地場産食材など地域の食文化について理解を深めます。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・地場産食材を給食や補食で活用します。
- ・農林漁業体験等で収穫した食材を給食に活用し、食べ物への関心を高めます。
- ・給食に地域の地場産食材や郷土料理を取り入れ、地域の伝統的な食文化や食に関わる歴史等の理解を深めます。
- ・研修会等で地場産食材を活用した献立や食に関する取組について情報共有するとともに、食に関わる資質・能力を育成する取組を推進します。

〈農林漁業・食品関連事業者〉

- ・学校給食における地域のニーズを把握し、安定的な食材の供給を図るとともに、農林水産物のカットや加熱・冷凍等の一次加工品の供給により、定量的な供給を目指します。
- ・県産農林水産物の魅力向上を図るとともに、安定的な生産活動の継続と農家所得の向上を目指します。
- ・県のイベントにブースを出展し、県産農林水産物や県産食材を使用した加工品を販売することにより、地場農産物の消費拡大を図ります。

〈県〉

- ・幼稚園・保育所・認定こども園等の関係者へ、子どもたちの食への関心を高めることや地産地消の推進に関する啓発を行います。
- ・地域住民等を対象とした農業体験活動などの取組を支援します。
- ・県産農林水産物や農産加工品の販売等を行うイベントの開催や、直売所の活動を支援し、県民への地産地消の普及促進を図ります。

(2) 生産者と消費者の交流の促進

生産と消費の理解を深めるため、農業等の体験や地場産食材の活用により、生産者と消費者の交流を促進します。

〈家庭〉

- ・生産者との交流を通して、農産物の生産過程や、商品の良さをより理解することで、県産農産物への関心を高めます。
- ・地域の行事やイベント、幼稚園・保育所・認定こども園等が行う食に関する活動に、家族みんなで積極的に参加することを推進します。
- ・農業体験に参加し、食の大切さや感謝の気持ちを学びます。

〈幼稚園・保育所・認定こども園等、学校〉

- ・地域でとれた旬の食材についての関心を高め、食料の生産等に関わる人々へ感謝する心を育てます。
- ・園庭や地域の畠で農業体験を行い、食への関心を高めます。

〈農林漁業・食品関連事業者〉

- ・県や各種団体のイベントにブースを出展し、来場者との交流を通して、消費者のニーズを知るだけではなく、消費者の信頼を得ることにも繋げます。
- ・地域での交流活動や農林漁業体験活動の機会を提供します。

〈関係団体〉

- ・農業体験の受入に取り組む団体などが農作業等の体験の機会を提供します。
- ・地域の食材を使った郷土料理や伝統料理の料理教室などを開催し、次世代へ伝承します。

〈県〉

- ・県内の子ども食堂等を実施する団体等のネットワークにコーディネーターを配置し、活動を応援したい企業や個人と団体等のマッチングを行い、食支援を推進します。
- ・県産農林水産物や加工品の販売等を行うイベントを開催し、食品加工業者や関係者間の連携を強化するとともに、食品加工業者と来場者との交流にも繋げます。
- ・農業科学館において、「食と農」の魅力を伝える人材の育成や農業体験を実施します。
- ・市町村食育推進計画策定や円滑な実施を支援します。

第5 推進の指標

第4期計画における現状・課題を踏まえ、第5期秋田県食育推進計画の取組について、進捗状況を管理するため、次の13の指標項目及び目標値を設けました。

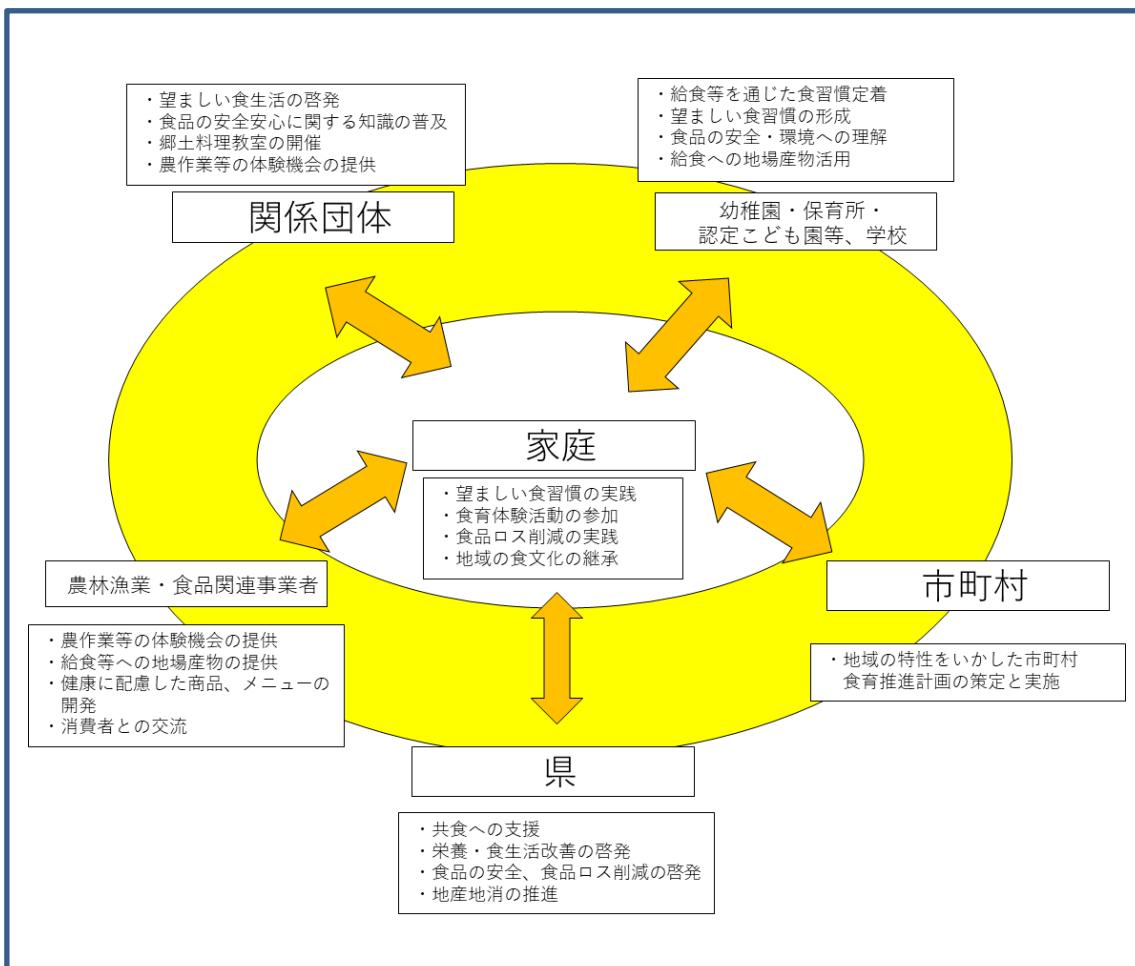
第5期秋田県食育推進計画指標

No.	項目	単位	現状値	第4期目標	第5期目標					出典
					R6	R7	R8	R9	R10	
1 生涯を通じた食育の推進										
1	1日1回はみんなで食事をする割合 (子育て世代)	%	98.0	100.0	98.0	98.0	98.0	98.0	98.0	「食育」に関するアンケート調査(健康福祉部)
2	朝食を毎日食べる割合 小学5・6年生 中学生	% 小学5・6年生 中学生								児童生徒のライフスタイル調査(教育庁)
			86.1	92.0	87.0	87.0	88.0	88.0	89.0	
			81.5	90.0	82.0	83.0	84.0	85.0	86.0	
3	食育ボランティアが行う食育活動への参加人数(年間)	人	28,090	-	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000	食育ボランティア活動実績報告(健康福祉部) ※目標は現状維持とする。
2 食を通じた健康づくりの推進										
4	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上以上の者の割合 子育て世代 20歳以上	%								「食育」に関するアンケート調査(健康福祉部) 健康づくりに関する調査(健康福祉部) ※20歳以上の目標は第3期健康秋田21計画と整合させた。
			63.4	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	70.0	
			65.9	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	
5	食塩の摂取量(人／日) (20歳以上)	g	10.1 (R4)	7未満	7未満	7未満	7未満	7未満	7未満	県民健康・栄養調査(健康福祉部)
6	野菜の摂取量(人／日) (20歳以上)	g	286.4 (R4)	350以上	350以上	350以上	350以上	350以上	350以上	県民健康・栄養調査(健康福祉部)
7	肥満傾向児の出現率 小学生5・6年生男子 小学生5・6年生女子	%								学校保健統計調査(文部科学省)
			18.8	7.1	17.0	16.0	15.0	14.0	13.0	
8	メタボリックシンドロームの該当者及び予備群者の割合 (40～74歳)	%	32.5 (R5)	20.9	20.9	20.9	20.9	20.9	未定	特定健康診査・特定保健指導に関するデータ(厚生労働省)
3 食品の安全・安心と環境に関する理解の促進										
9	食品の安全・安心及び食品表示に関するセミナー等への参加者(年間)	人	2,111	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	食品の安全・安心及び食品表示に関するセミナー等への参加者(生活環境部)
10	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	%	90 (R3)	-	-	-	-	-	100	食品ロスに関する県民意識調査(生活環境部) ※秋田県食品ロス削減推進計画ではR12年度目標を100%としている。
4 地域の特性・農産物等を活用した食育の推進										
11	地場産物を活用した食に関する指導の回数(月)	回	9.1 (R2)	10.0	10.0	10.0	11.0	11.0	12.0	学校給食栄養報告書(教育庁)
12	農産物直売所販売額(年度)	億円	108.4 (R5)	-	119.9	123.7	127.5	131.4	135.2	6次産業化総合調査(農林水産省)
13	農家民宿の宿泊者数	人	-	-	30,500	32,500	34,500	36,500	未定	「都市農村交流実態調査」による聞き取り調査(県→市町村→事業者)(農林水産部)

第6 食育の推進体制

食育は、関係する分野が多岐にわたることから、効果的に推進していくために、家庭をはじめ、保育・教育関係者、農林漁業・食品関連事業者、関係団体、市町村、県など、様々な主体が、その役割に応じて取組を進めていきます。

また、各食育推進主体が、主体的に、かつ連携・協働しながら県民運動を進めることができます。取り組んでいきます。



県では、食育の推進を行う関係者が連携して取り組む場として、食育に関する有識者等で構成する「食の国あきた」推進会議を設置しており、計画の進行管理や計画に基づく各実施主体での取組について協議します。

「食の国あきた」推進会議設置要綱

(目的)

第1 自然や風土に調和した豊かな食生活を実現するため、食育の充実、地域の食文化の伝承と創造、地産地消の推進などを柱とした「食の国あきた」推進運動を県民運動として推進することとし、その推進について関係者が連携して取り組むための場として、「食の国あきた」推進会議（以下「推進会議」という。）を設置することとする。

(所掌)

第2 推進会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 食育の推進に関すること。
- (2) 地域の食文化の伝承と創造に関すること。
- (3) 地域の特色ある農産物の生産販売支援に関すること。
- (4) 地産地消の推進に関すること。
- (5) その他、食の国あきた推進運動の推進に関すること。

(組織)

第3 推進会議は、委員20人以内で構成する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 推進会議の委員は、別表1に掲げる機関・団体等の職にある者を充て、健康福祉部長が委嘱する。
- 4 推進会議には会長をおく。
- 5 会長は委員の互選によって選出する。

(会議)

第4 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 推進会議は会長が座長として、会議を総理する。
- 3 やむを得ない理由により、会議に出席できない委員は、その指名する者を代理人として出席させることができる。
- 4 会長は審議のために必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5 推進会議には幹事会を置き、推進会議に付議する議案を審議する。

- 2 会長は必要に応じて幹事会を開催し、推進会議に代えることができる。
- 3 幹事会は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 幹事長は健康づくり推進課長をもって充てる。

(府内連絡会議)

第6 幹事会に府内連絡会議を置き、推進会議の所掌事項について具体的な調査検討を行うものとする。

(事務局)

第7 推進会議の事務局は健康づくり推進課に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めるものの他、推進会議の運営に必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

改 正 平成18年 4月 3日

平成19年 4月 2日

平成20年 4月 1日

平成22年10月27日

平成23年 4月 1日

平成24年 4月 1日

平成25年 4月 1日

平成26年 4月 1日

平成27年 4月 1日

平成27年 9月25日

平成29年 4月 1日

平成29年 7月25日

平成30年 9月 7日

平成31年 4月 1日

令和 2年 9月16日

令和 7年 1月24日

令和 7年 5月14日

別表1（第3関係）

	構成団体	備考
1	秋田県生活協同組合連合会	
2	秋田県P T A連合会	
3	秋田県学校給食協議会	
4	秋田県保育協議会	
5	公益社団法人秋田県栄養士会	
6	あきた食品振興プラザ	
7	秋田県学校保健連合会	
8	一般社団法人秋田県歯科医師会	
9	公益社団法人秋田県食品衛生協会	
10	秋田県農業協同組合中央会	
11	秋田県農業土連絡協議会	
12	秋田県食生活改善推進協議会	
13	聖霊女子短期大学	
14	株式会社秋田魁新報社	
15	秋田県市長会	会長市担当部長
16	公募	

別表2（第5関係）

	構成団体	職名	備考
1	教育庁幼保推進課	課長	
2	教育庁生涯学習課	課長	
3	教育庁保健体育課	課長	
4	あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課	課長	
5	健康福祉部地域・家庭福祉課	課長	
6	健康福祉部健康づくり推進課	課長	
7	生活環境部生活衛生課	課長	
8	生活環境部温暖化対策課	課長	
9	農林水産部農林政策課	課長	
10	農林水産部農業経済課	課長	
11	農林水産部農山村振興課	課長	
12	農林水産部水田総合利用課	課長	